

横浜市教育委員会
定例会会議録

- 1 日 時 平成26年4月4日（金）午前10時00分
- 2 場 所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 今田委員長 奥山委員 間野委員 坂本委員 西川委員 岡田委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 定 例 会 議 事 日 程

平成 26 年 4 月 4 日（金）午前 10 時 00 分

- 1 会議録の承認
- 2 教育長一般報告・その他報告事項
「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施結果について
- 3 審議案件
教委第 1 号議案 教育財産の取得申出について
- 4 報告案件
教委報第 1 号 横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正に関する
臨時代理報告について
- 5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

～傍聴人入室～

- 今田委員長 ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。
それでは、まず初めに、4月1日付で教育委員会事務局の経営責任職の異動がありましたので、事務局から紹介をお願いします。
- 西野職員課長 職員課長の西野です。よろしくお願いいたします。それでは、異動のあった職員の紹介をさせていただきます。
教育次長の齋藤宗明でございます。
教職員人事部長の魚屋義信でございます。
教職員研修等担当部長の大本幹也でございます。
指導部担当部長の小口秀明でございます。
東部学校教育事務所長の北村克久でございます。
西部学校教育事務所長の上條慶昭でございます。
中央図書館長の山口隆史でございます。
以上でございます。
- 今田委員長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
それでは、議事日程に従い会議を進めます。まず、会議録の承認を行います。3月14日の会議録、3月19日に急施で行いました臨時会の会議録の署名者は坂本委員と私です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。
- 各委員 <了 承>
- 今田委員長 それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。
なお、前回3月24日の会議録については準備中のため、次回以降に承認することといたします。
次に、議事日程に従い、教育長から一般報告をお願いします。
- 岡田教育長 **【教育長一般報告】**
- 1 市会関係
○3/25 本会議（第6日）予算議決、追加議案議決、今回追加議案上程・質疑・付託、今回追加議案議決
- 報告いたします。
市会の関係ですけれども、3月25日に本会議が開催され、予算が議決いたしました。
- 2 市教委関係
(1) 主な会議等
○3/31 学校管理職辞令交付式ほか

- 4／1 新規採用教職員辞令交付式
- 4／1 飯田北いちよう小学校開校式
- 4／3 第1回全体校長会議

教育委員会の関係ですけれども、3月31日に学校管理職の辞令交付式を保土ヶ谷公会堂で行いまして、学校管理職の退職辞令交付と新たな学校管理職の辞令交付、そして統括校長の委嘱状交付式を行いました。

4月1日は、新規採用の教職員の辞令交付式を横浜文化体育館にて行いました。同じく午後ですけれども、飯田北いちよう小学校の開校式を行いました。西川委員に御出席いただきました。

4月3日に第1回の全体校長会議を関内ホールで行い、委員長から御挨拶をいただきました。

入学式の関係です。今年は、始業日が4月7日になる関係で、ほとんどの小中、特別支援学校の入学式が4月7日の月曜日に行われますけれども、それに先立ちまして、4日、本日、新井小学校の桜坂分校、新井中学校の桜坂分校、そして岡村小学校、鴨志田第一小学校が入学式を行います。明日、4月5日の土曜日は、小学校9校、中学校1校、特別支援学校2校が入学式を行います。高等学校は、全校9校、4月8日に行います。盲特別支援学校も8日になりまして、最後は4月9日の水曜日に、ろう特別支援学校の幼稚部が入学式を開催いたします。

(2) 報告事項

- 「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施結果について

報告事項ですけれども、「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施結果につきまして、後ほど人権教育・児童生徒課のほうから御報告させていただきます。

以上です。

今田委員長

教育長の報告が終了しましたが、御質問等ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

御質問等がなければ、教育長より、別途所管課から説明とありました「いじめ解決一斉キャンペーン」の実施結果について説明をお願いします。

斉藤健康教育・人権教育担当部長

健康教育・人権教育担当部長の斉藤と申します。よろしくお願ひいたします。本日は、人権教育・児童生徒課より「いじめ解決一斉キャンペーン」として、昨年12月4日から12月10日の人権週間に合わせて、各学校が全児童生徒、全教職員を対象としたアンケートによる実施の結果を報告させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

山川人権教育・児童生徒課長

人権教育・児童生徒課長の山川でございます。よろしくお願ひいたします。お手元の資料に従って御報告をさせていただきたいと思ひます。なお、この報告資料につきましては、本日同時に記者発表をさせていただいておりますので、御了解いただければと思ひます。

今、部長から話がありましたとおり、「いじめ解決一斉キャンペーン」につきましては、平成22年度から、子供たちの状況を把握していくことを大きな目的として、実施してから4年目になりました。ここにありまして、主な結果として2つのことが中心になるかと思ひしております。

1つは、昨年度、市内小中学校で把握された、いじめや人間関係のトラブル等

で不安や悩みを抱えた児童生徒数は4,695人でした。これは、平成22年度の開始当時と比べかなりの数になっている、高い状況になっていると思います。お手元の資料の表を見ていただくと分かりますが、昨年度よりは500件強減ってはいますけれども、ここ2年間で、4,500から5,000件近い子供たちのトラブルが把握できていること、これにつきましては、いじめに関わる場所で言うと、潜在化している子供たちの不安や悩みをしっかりと把握できていること、そして全教職員がこのトラブルに対してどう関わっているかということについて確認をしていることが、先生方の意識を高めることにつながり、今後も継続していく意味が非常にあるのではないかと考えております。

結果の2番目でございますが、子供たちが抱えている、いじめやトラブルの態様でございます。不安や悩みのうち、冷やかしゃからかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われるが83%に上がっています。

実は、このアンケートにつきましては、子供たちに無記名で回答してもらっておりますが、いじめの定義にかかわらず、今自分が悩んでること、不安なことがあったら回答するということにもなっております。

こういう形で見ますと、子供たちの不安や悩みは、放っておくといじめにつながっていく、大きな問題につながっていくというものが大半を占めていて、しかも、からかいや悪口といった、なかなか大人に見えにくいものが、このアンケートによって8割を占めていることが分かって、その子供の実態に合わせて、職員がどう関わっているかということが非常に大切な部分ではないかなということが、改めて分かりました。

1枚おめくりいただきまして、この調査結果の中で幾つかあがっているものとして、一番最初に、先ほどの4,600件の話を上げさせていただいておりますが、こういった子供たちの不安や態様をいかに早期に見つけ、早期対応をしていくかということと言うと、今後アンケートを持つ意味というのが改めて実感できるところでございます。

その中で、1番目、月別の認知時期としては、4月、また10月、11月がピークになっています。これは、昨年度の結果とほぼ同様になっておりまして、特に4月につきましては、入学あるいは進学等で、子供たちが新しい人間関係の中で生活を始めることとなりますが、この新しい人間関係の中で起こってくる不安やトラブルというのが非常に多いところが一つの結果でございます。

もう一つのピークは、10月、11月です。中学校が10月、小学校が11月がピークになっておりますが、小中学校ともに、夏季休業を終え、各学校で行われる行事等の中で、改めてその行事を通して人間関係に葛藤や不安が生じてくるというのが一つの現れではないかなという可能性を感じています。

この結果を受けて、新年度、新しい学期を迎える際の学級づくり、学校づくりの重要性、また、学校行事等を進めていく、ちょうど1年の中頃にくる10月、11月ごろに、改めて教職員が意識を高め、組織的に子供たちの状況を細かく見ていくことの必要性を感じる結果となっております。

次に、2番目ですが、学年別では中学校1年生がピークということで、これは、小中連携の必要性を改めて実感するものであり、先ほどのピークが4月であるということをお考え合わせいきますと、小中連携、あるいは小中一貫を進めていく中で、子供たちが安心して学校生活を送れるかということがポイントと考えております。

3番の被害児童生徒、あるいは加害児童生徒への支援、指導についてですが、被害児童生徒に関わる支援につきましては、一番上の「いじめられた児童生徒を守り通す」、それから「安全な居場所」を確保する、この2点が、小中学校とも

に一番ポイントを置いて、先生方が取り組んでおられることが結果として分かっています。その下のところでございますが、中学校は、被害を受けた子供の心情的な部分、心のケア等を中心にやっているというのが一つの特徴として表れ、小学校につきましては、仲間を通してその解決に当たっていくという、仲間づくり、学級づくりを中心にかかわっているということが、改めてこの結果を見て見えてくるかと思えます。どちらも被害児童生徒をどう守っていくかということに重点を置きながら関わっていく必要性を感じています。

加害児童生徒への指導、支援ですが、これにつきましては、いじめは絶対許さない、それと、相手の思いに立てる、こういった子供に育ててほしい、この2つがしっかり形として指導されているということが、この結果からも見えているということが非常に重要かと考えております。

以上のことから、キャンペーンを全児童生徒、そして全教職員に実施することによって、何より先生方の意識が高まること、そして見えにくい、見逃しやすいものがアンケートによって見えてくること、早期に発見し、早期対応をしていくことで、子供たちのいじめの問題についてしっかりした解決がなされるよう、今後も努力を続けてまいりたいと思っております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

今田委員長

ありがとうございました。所管課から説明が終了しました。何か御質問等ございましたら、どうぞ。

坂本委員

こういう報告は以前はいつ出たんでしょうか。

山川人権教育・児童生徒課長

昨年度も同様に報告させていただいております。

坂本委員

確かに言われれば、こういうものを見たような気がしますけど。見出しと中に書いてあることが、常識的に考えるとぴんとこない気がするんですね。というのは、昨年出てますから、私もそれで1度見ていますから、言われれば思い出すんですけど、「いじめ解決一斉キャンペーン」というものがあって、今年はそのキャンペーンの成果がどう上がったかというのが、この文書の趣旨であるはずなんですね。ところが、1ページ目に書いてあるのを見ますと、主な結果についてということで、要するに1番が4,695人でしたと調査結果しか書いていないんですよ。これはキャンペーンの実施結果でも何でもありませんよ。今の状況であって、実施結果が上がったのか上がらないのか、資料を読んでも、残念ながら、先生たちの心遣いが多くなればなるほど数字が上がるような、なかなか結果というには難しいですけど、そういう実態をちゃんと読んだ人に分からせるということが私は必要だと思うんですよ。

キャンペーンをやった結果として、22年からやっているのがどんなに下がったのだろうと思って見てみると、1回ちょっと下がったけど、前から比べたら上がっている、こういうことをどう結果として認識するかということをやちゃんと社会に向けて言わないと、読んだ人はどう認識していいか混乱するばかりなんですね。

それから、2番目も、不安や悩みのうち、冷やかしゃからかいを言われる人が8割以上とありますが、そのキャンペーンを3年間か4年間やってきて、そのトラブルの態様については、重いものから軽いものに変ったのでしょうか。もし

変わったとしたら、それは結果として上がりましたよね。だけど、逆にそうじゃなかったら、結果は上がってないということになりますね。

ですから、こういう文を書くときは、もっと書く人が自分自身に、これは成果が上がったのか上がらないのか、一言でイエスかノーかを言える立場で書かないと、読んだ者が分かりにくいんですね。調査結果と言われれば、実態がそうなんだなということで、理解できます。

資料のほうはいいとして、1ページ目がこれだと、世の中に出したときに、どう判断していいのか、知っている人たちの中での言葉で話しているような感じがしますけどね。私だけでしょうか。

今田委員長

いやいや、そんなことないですよ。今のことで言うと、言葉の使い方として、いじめの実態調査をやったらこうだったと。それは一斉キャンペーンをやるのが、少なくしたいということがあることは事実なんけども、今坂本先生がおっしゃったように、この部分のところは調査の結果はこうでしたというものになっている気がします。それに向けて、こういう学校の対応が必要だと、実態はこうということが分かったと、表題の書き方等を少し工夫すると、より生かせると思います。言われてることが、現実にあるわけで、中1プロブレムの話だし、この小中連携もそういう格好でやってきたわけだから、見た視点はおかしくはなかったんですが、表現の仕方を少し工夫すると、より良いものになるという気がしますね。今おっしゃったように、それはまた今後工夫していただくと良いと思います。

山川人権教育・児童生徒課長

ありがとうございました。

今田委員長

はい、どうぞ。

奥山委員

そうですね。今のことに関連して言うと、最後のページのところの学年別で、小学6年生から中学1年生のところはかなりギャップがありますよね。この辺りは年度別で少し変化が見えるのかとか、そういうものがあると分かりやすかったのかもしれないですね。こういったことをまず分析して、結果の分析があって、それへの対応策で、その変化がどうなったかというのを、示していただければと思います。まだ4年目で、さらに平成24年度は全国的に一斉にやるということでしたし、横浜はそれに先んじて22年度からやっていたということですから、そういった経緯がわかると、多分読んでる人たちもこの変遷が分かってくるのかなと思います。どうしても遠慮がちに、そこを余り示さなかったのが、分かりにくい部分があったのかなと思うんですけども、そこは真摯に受けとめて、データを見せるということも必要かなと思いました。

今まさに入学式直前ですし、この特に中学校1年生のところ、この結果は是非早目に各中学校にお伝えをして、対応にこれを活用していただくということが重要じゃないかというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

今田委員長

どうぞ。

西川委員

平成22年度から統計的に書かれて実態を見せていただいたのですが、増えているなという気がします。それとまた、子供たちの冷やかしゃからかい、悪口、い

ろいろとあるのですが、これらだけじゃなくて、今水面下でLINEというのがあるんですね。直接言われなくても、そういうところに書き込まれちゃって、そしてそれを見たことによっていろいろなトラブルが非常に増えているような気がいたします。その辺りのところもあわせて見ていくということと、それから私、学校の中で、小学校も中学校も同じだと思うんですが、児童生徒の動きをいかに早く捉えるかということが重要だと思っております。事件になる前に、子供ってすぐサインを出すんですよ。そのサインが何だろうかと捉えられる教師になっていただけるとすごくありがたいかなと思います。悩んで、落っこちてしまって、それから引き上げるのはすごい大変なので、いじめやいじりにつきましては、本当に先生方一丸となって、そういうことについては「しない、させない、許さない」ということを徹底的に先生方に教えていただいて、ちょっとの変化を見とれる先生になっていただきたいなと思います。私の経験からして、給食だとか、昼食指導のときに、子供たちの変化ってとってもよく見えるんですね。グループ化しているところに1人でいるとか、何かあったな、昨日と今日は何かまた違うなといった、子供たちの様子というのはすごく見えやすいんですね。あるいはお掃除のやり方についても、子供たちの動きに何か変化があるなということについては、細かく見とれる教師であってほしいので、いじめはしない、させない、許さないんだというのを本当にもう心に念じて当たっていただけると、こういう結果が少し下がってくれるのではないかなという気がいたします。

2番の不安や悩みのところが83.1%。これ小中合計なので分からないのですが、これと「仲間外れ、集団による無視をされる」を合わせると、本当に多いなという気がしますので、その辺りのところを細かく日々見ていかないと、なかなか結果につながらないのかなと思います。

横浜は本当に良くやっていただいておりますので、その成果が上がるように、また皆で工夫できたらいいなと思っております。

間野委員

もし分析結果があれば教えていただきたいのですが、例えば学校によっては発生率が極めて低いとか、非常に高いとか、そういう差があるのかないのか。我々ができるのは教育行政なので、例えば小中連携がしっかりできているところでは中1の発生率が低いとか、あるいは学校運営協議会が非常に活発なところやPTA活動が盛んなところは少ないとか、あるいは学校内の内部研修の頻度が多いところは少ないとか、もし、そういうことが分かれば何か行政として手を打てるんですけれども、この実数だけ見ても、そこにまず違いがあるかどうかで仮説も含めて、こうすると減る、こういうふうには制度を変えたり、研修をしたりすると減るんじゃないのかってそれを試していく、実際に検証していくのもキャンペーンとして必要じゃないかなというふうに思いました。もし何かそういう傾向があれば教えてください。

山川人権教育・児童生徒課長

学校ごとの詳細な分析まではできていません。ただ、実際に各学校によって、当然把握されている数字が違っているという現状はあります。今、間野委員が言われた、調査結果がどう学校の取組につながっているかという分析ですが、今後は、その辺りの視点も持ってやっていかないといけないかなと思っております。今日お話をさせていただいた幾つかの特徴については、昨年度とほぼ同様な形の結果が出ています。その辺りのところで、改めて視点を変えてしっかりやっていけたらと思っておりますので、よろしく願いいたします。

坂本委員

今皆さんがおっしゃったことは、とても大事で、間野委員がおっしゃったこと

も含め、大変恐縮ですが、もう一度繰り返させていただけると、結果がどうであったかということをもっと知ろうということです。何をやっても結果が大事なんですよ。結果と言っても、必要なのは調査結果ではなくて、調査をしたことであがってきた実態結果がどうなったか。ですから、今おっしゃったように、去年とほとんど変わっていませんと言われてしまうと、一斉キャンペーンの実施結果はそのままなのかと思わざるを得ないんですね。要するに人に言うときは、そこが分からないといけません。今、間野委員もおっしゃったのも、結果がどうだったのか、そうすると、良く分析できているところは、それを咀嚼してどんどん良くなっていると。だけど、そういう組織がないところ、分析する基盤がないところは相変わらず悪くなっているか、変わらないとか、そういうふうになってしまうということが分かりますよね。ですから、是非真摯に自分に向かって結果を問い詰めていただけると、私たちも非常にそれを胸にじんと受けとめられる気がします。再度繰り返して申し訳ありません。以上です。

今田委員長

私のほうから一つ、こういうことを言うと、また物議を醸すみたいに思われるかも分からないですけども、要はここで被害児童生徒の安全確保、支援体制の確立を後ろからサポートする、昔の藩校の教えなんかでも、まず最初に負けるなど言いますよね。負けるな、うそをつくな、弱い者いじめをするなど。ある意味でたくましくあれみたいな、そういう何か指導というのは、今の時代の中にはどういふふうになるのでしょうか。今では、もっと強くあれということも言っているのかも分からないけれども、もっとしっかりしろよといった、そういうことが学校の中ではあるのか、時代背景があって、そんなこと言うと、かえってややこしい話になるのか、そういったことでは、何度も言っても、たくましい子供は出てこないのではないかと思います。小学生の場合は、他の児童を見て、自分は勉強は不得手だけでも、ある種の正義派みたいなのがいて、いじめや弱い者いじめをするなどということが昔はあった時代でした。最初に負けるなどという雰囲気がある。今はもうみんな負けっぱなしでいいみたいな感じになっているのか分からないけれども、少し指導するほうの中にも、そういうところの議論というのはどんなふうになっているのかなと思いました。齋藤先生が一番詳しいかと思いますが、その辺りを教えてくれますかね。

齋藤教育次長

負けるなという指導ですよ。要するに、子供たちの社会の場面に集団の正義がいかにつくれるかと、そこが重要なのかなと思いますね。昨年度、本市が取り組んだ横浜子ども会議、これなんか、まさに狙いはそこにあるのかなと思います。集団の正義をつくることによって、そういったことはだめよということを伝える勇気といいますか、背景ができるのかなと思いますので、個人で幾ら正義感のあることを頑張ってもなかなか厳しい時代なので、皆でそれはいけないんだと言えるような集団の正義をしっかり確立していくこと、これが私は重要だと思います。

今田委員長

集団の正義ですか。そういうことをやろうとしているんですね。

齋藤教育次長

そういう方向で、今年も所管課がおりますので、説明していただければと思うんですけども、横浜子ども会議については今年も継続してやって、子供たちの中にそういった心をしっかり根づかせていきたいというふうに考えております。

今田委員長

どうぞ。

坂本委員

大変面白い議論を提示してくださったので、一言だけ言わせていただくと、集団の正義って、私、大事なことだとは思いますが、また日本らしさに逆戻りしないかという気がします。要するに、みんなで隊を組めないと自分の理想にならないということじゃなくて、私、今必要なのは、個としての自立、自生、それからプライド、それから他人への思いやり、個としてそれがいかに持てるかということが必要なんで、ある程度グループを組まないとそれができないというのでは少し気になります。組んでもいいんですよ、否定はしませんけど、それが極めて私は日本的だと思いますね。それでは、世界へ出てやっていけないと思います。違う育ちの中でそんな簡単にグループ組めませんからね。ですから、委員長がおっしゃった心の中には、負けないという気持ちがあるでしょうけど、要するに自分を律するというのは、そのものが今必要だと言われている道徳教育の中で、いわゆる昔の道徳教育じゃなくて、人間としていかに人格を保っていくかというような議論の中から出ているのではないのでしょうか。これは委員長が一番詳しいことですので。

今田委員長

皆さんの想像にお任せしますが、ある種のたくましさ、強さみたいなもの、個人がどっかにしっかり持っていないと、いつまでも誰かに支えてもらうというわけにはいかない。世の中へ出ていくと、現実には優勝劣敗の世界があるわけで、そこに負けないように頑張っていないといけないというのはあるのかなと思います。是非この辺りはいろいろ意見があるんだろうと思いますから、先生の中でもまた議論をしていただきたいと思います。こういう調査のときに、いつも何か弱くなるだけみたいな感じになっている気がしましたので。

奥山委員

議論が白熱しているところで、私も一言すみません。本当に負けるなというところで、そこで発言ができればいいんでしょうけど、非常に自己肯定感が低いというか、それを主張できるということが家庭的に難しいということも場合によってはあるのかなと思うと、子供たちでいろいろな立場の人がいてということで、その集団の正義をつくる中にもいろんな個性があって、自信が持てるというんでしょうかね、皆さんがいろいろ言ったことで、自分を肯定的に捉える。それで、もっと自分を主張できるようになればいいというふうに、どうしても学校の中に集団圧力というのが大きい中で個性をどう発揮するかというのは、本当に日本の教育の根本的な問題だと思っていて、それも全体として捉えないとここは解決できないということについては、多分皆さん共通の理念なのかなというふうに感じました。難しい問題ですけど、やっていかなくてはいけないということですよ。ありがとうございます。

今田委員長

教育長、何か一言ありませんか。大丈夫ですか。

岡田教育長

なかなか今子供たちを取り巻く状況は非常に複雑で多様化していて、恐らく皆さんが求めている個の力をつけながら集団の正義を確立し、その中から良きリーダーが現れていくというのを環境的につくっていかなくちゃいけない時代なんですけれども、ケース・バイ・ケースといいますか、一人ひとりといいますか、なかなか指導の複雑さ、多様さは本当に現場では悪戦苦闘という状況です。今御指摘いただいたこと、ごもつともというのと、それから、もう少し現場は複雑なんですということもお分かりいただきたいなというふうに思いました。

今田委員長	<p>ありがとうございました。今いろいろな意見が出たこと、またひとつ参考にして取組をしていただきたいと思います。よろしくお願いします。御苦勞様でした。</p> <p>それでは、次に議事日程に従い、審議案件に移ります。まず、会議の非公開についてお諮りします。教委第1号議案「教育財産の取得申出について」は、現在、所有者との交渉の途上にありますので、事前に公開することにより、教育行政の公正または円滑な運営に支障が生じる案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p><了 承></p>
今田委員長	<p>それでは、教委第1号議案については非公開といたします。審議案件が非公開となりましたので議事日程に従い、報告案件に移ります。</p> <p>教委報第1号「横浜市立学校の授業料等に関する条例施行規則の一部改正に関する臨時代理報告について」所管課から説明をお願いします。</p>
小口指導部担当部長	<p>指導部担当部長の小口でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>去る3月25日の市会本会議におきまして、横浜市立学校の授業料等に関する条例の一部改正について議決をされております。そして、その実施や手続につきましては、規則で定めることとしております。そのため、本来であれば、横浜市立学校の授業料に関する条例施行規則の一部改正について、当教育委員会で決定していただくところですが、条例改正の議決後に教育委員会が開催されませんでしたので、教育長に委任する事務等に関する規則の規定により、急施を要する案件でありましたので、平成26年3月31日に教育長において臨時代理を行ったため、本日報告をさせていただきます。</p> <p>内容につきましては、高校教育課長より御説明いたします。</p>
西村高校教育課長	<p>高校教育課長の西村でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>ただいまの件であります。その規則と別に1枚、参考資料を準備いたしましたので、そちらのほうで御説明申し上げたいと思います。よろしくお願いいたします。</p> <p>参考資料の最後になります。まず、2の改正の概要でございますが、(1)第2条のところ、徴収方法及び期限につきまして、第1項では、授業料は国からの就学支援金の支給時期に合わせて、四半期ごとに、7月、10月、12月、2月と、それから期限につきましては25日まで徴収することと定めております。そちらの表もありますが、そのような形で4期にわたりまして徴収するということといたします。それから、第2項、第3項につきましては、授業料を毎月徴収する場合、横浜商業別科、それから就学支援金支給期間を経過した者、いわゆる修了年限を超える、正規の修了年限を超えて在籍している者につきましては、毎月徴収することと規定しております。</p> <p>続きまして、(2)の第3条関係ですが、徴収の特例につきまして規定しております。これにつきましては、年度途中で転入学してきた生徒の徴収方法、それから期限について規定しているところでございます。①にございますが、第1項では、年度途中で転入学してきた場合であっても、徴収すべき期限に徴収するという規定でございます。例えばそこに5月の途中で転入学した場合の表がございますが、5月に転入学した場合につきましては、5月、6月分を7月に徴収すると。25日が徴収期限になっておりますので、7月25日までに徴収するという形で</p>

ございます。四半期にわたって、同じような、同様なことが起こるということでもあります。それから、裏面にございます第3条2項では、その就学支援金の受給対象となる者が、月の途中で転入学してきた場合は、当該月分の授業料を徴収しないということを規定しております。例えば、第1期のところの5月に転入学してきた生徒が就学支援金の対象である場合には、5月分は不徴収と、それから6月については国から支援金が支給されるという形になります。③で第3条第3項におきましては、横浜商業別科のように授業料が毎月徴収される場合について、月の途中で転入学した場合につきましては、入学日から5日以内という月割の授業料を徴収する旨を規定したところでございます。

それから、第5条関係のところ、保証人を立てるということについて規定しておるところでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

今田委員長

これは、新聞でもう皆さん御存じのとおりでしょうけども、平成26年4月の入学生から、公立高校の授業料を不徴収としていた制度がなくなって、就学支援金制度に一本化された。そのことを踏まえた就学支援金制度の支給の手續に関する事で、4月1日からということで、物理的なことがあって、急施を要して教育長で事務を行ったという話です。何か御質問がございましたら、どうぞ。よろしいですか。

それでは、特に御意見等がなければ、教委報第1号については承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

今田委員長

それでは、報告のとおり承認します。御苦労様でした。

以上で公開案件が終了しました。その他、委員の皆さんから何かございますか。

事務局から何か報告事項はございますか。

伊東総務課長

次回の教育委員会臨時会は、4月18日、金曜日の午後2時から開催する予定です。よろしくお願ひいたします。

今田委員長

皆さん、よろしいでしょうか。それでは、次回の教育委員会臨時会は4月18日、午後2時から開催する予定です。別途通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に移ります。傍聴の方は御退席願ひます。また、関係部長以外の方も御退席ください。

<傍聴人及び関係者以外退出>

<削 除>

今田委員長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前10時52分]